



受けていない方はこの機会に！ 足場特別教育講習

NPO 法人 東京建設技術センター

建設現場で働いている皆さん!! もう足場特別教育講習を受講されましたか？

足場特別教育講習とは、安全な足場作業を行うために、厚生労働省が「労働安全衛生規則」を改正（平成 27 年 7 月 1 日施行）し、足場（**脚立足場も含む**）の組立・解体または変更の作業に就いている方を対象とした、6 時間の講習です。

特別教育を受講していない人が、足場の組立・解体または変更の作業に従事した場合、安全衛生規則 36 条違反として、事業主が処罰される可能性があります。

足場の高さに関係なく、足場の組立・変更・解体等の作業を行う従事者は、全て特別教育の受講対象となります。脚立単体での使用は足場とはなりませんが、**脚立を 2 つ以上並べて、足場板を掛ければ脚立足場となり、特別教育を受講しなければなりません。**

■足場の特別教育講習

日 時：12 月 6 日（水）9：00～17：00 ※6 時間講習

会 場：全建総連会館（新宿区高田馬場 2-7-15 TEL03-3200-7911）

受 講 料：7,000 円 ※写真不要

締 切：11 月 22 日（水）

定 員：80 人（定員になり次第締切となります）

受講資格：足場の組立・解体・変更の作業に就いている方

（足場の組立等作業主任者技能講習の修了者は、受講を省略することができます）

※受講申込は、ユニオン各支部までお願いします

※仮申込後、技術センターより本申込書が送付されます

※キャンセルは締切日の前日までにお願いします（締切日以降のキャンセルは返金し兼ねますので、予めご了承願います）



.....

12月6日「足場特別教育講習」受講（仮）申込書

氏名：_____

首都圏建設産業ユニオン

支部

住所 〒 _____

生年月日（西暦）：_____年 _____月 _____日

職 種：_____

電話（携帯可）：_____

実務経験年数：_____年